

聖籠町告示第75号

聖籠町公有財産等インターネット売払実施要綱を次のように定める。

平成26年11月11日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町公有財産等インターネット売払実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、聖籠町財務規則（平成3年聖籠町規則第3号。以下「財務規則」という。）及び聖籠町普通財産売払事務取扱要綱（平成26年聖籠町告示第74号。）に定めるもののほか、インターネットを利用して町の公有財産及び物品の売払いを行う一般競争入札（以下「インターネット売却」という。）を実施する場合の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第2条 インターネット売却による売払いの対象は、次の各号に掲げる物件とする。

- (1) 財務規則第208条第4項に規定する普通財産
- (2) 財務規則第248条第3項の規定により売却を決定した不用品
(インターネット売却参加者の資格)

第3条 インターネット売却参加者に必要な資格は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に規定する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する団体又は構成員
- (3) インターネット売却に係る物件に関する事務に従事する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による監察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(5) 聖籠町インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)並びにシステム提供法人が定めるオークションに関連する利用規約等に同意しない者

(6) 前各号に定めるもののほか、対象物件ごとに定めた要件を満たしていない者

(入札の公告)

第4条 インターネット売却を実施しようとするときは、その入札期日の前日から起算して、少なくとも20日前までに財務規則第154条各号に掲げる事項について、聖籠町ホームページの物件公開ページ上及び町の掲示場に公告するものとする。また、インターネットを利用して行う公有財産及び物品の売払いに関する処理システム(以下「公有財産売却システム」という。)のサービスを提供する法人(以下「システム提供法人」という。)の運営する公有財産売却システムの公開ページ上においても公表するものとする。

(売払予定価格の公表)

第5条 インターネット売却に付す契約に係る売払予定価格(最低売払価格)については、入札の執行前に公表するものとする。

(入札の方法等)

第6条 インターネット売却の手続のうち、入札の仮申込み及び入札並びに開札に関する事務については、システム提供法人の運営する公有財産売却システムで聖籠町が指定したものを使用して行うものとする。

2 インターネット売却における入札については、公有財産売却システム上で入札価格を登録することにより行うものとする。なお、この登録は1回に限り行うことができるものとする。

(入札参加申請)

第7条 インターネット売却に参加しようとする者は、入札公告等において指定する期日までに公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(別記様式)及び入札公告等に定めた必要書類を添付して町長に提出するものとする。

2 入札参加申請に要する経費は、入札参加者が負担するものとする。

(入札保証金の納付)

第8条 インターネット売却により契約を締結しようとするときは、予定価格（最低売払価格）の100分の10以上の入札保証金を納めるものとする。

2 インターネット売却に係る入札保証金の納付については、原則として、システム提供法人の保証、銀行振込による納付、現金又は小切手（金融機関が振り出す自己あて小切手で持参人払いとしたもの。）の直接持参による納付のいずれかの方法により行うものとする。この場合、振込手数料その他必要な経費については、入札参加者の負担とするものとする。

3 前項に規定する納付の方法、期日等については、物件ごとに定める入札公告等に定めるものとする。

4 落札者を決定した場合において、期日までに当該落札者が契約の締結に応じないときは、落札決定を取り消すものとし、入札保証金は没収するものとする。

（入札保証金の返還）

第9条 入札保証金の返還については、落札者に対しては契約保証金納付後に、その他の入札参加者に対しては落札者決定後に返還するものとする。

2 入札保証金には、利息を付さないものとする。

（入札参加資格の審査）

第10条 入札参加申請者から入札参加の申込みを受けたときは、入札参加資格の有無等について審査を行い適正と認めた場合は、当該入札参加申請者に対して、電子メールその他の方法により入札保証金の納付について通知するものとする。

2 入札参加申請者が共同入札（売却物件が不動産の場合で、一つの財産を複数の者が共有する目的で行う入札）の代表者である場合の審査は、当該共同入札者全員について行うものとする。

3 第8条第1項に規定する入札保証金の納付を確認した場合は、当該入札参加申込者に対して、入札参加資格を付与するものとする。

（入札の無効）

第11条 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の行った入札

(2) 指定した方法以外の方法による入札

- (3) 予定価格（最低売払価格）に達しない入札
- (4) 同一物件の入札について2回以上行った入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の中止)

第12条 公有売却システムの不具合、天災、その他やむを得ない事情により入札の執行が困難と認めた場合は、インターネット売却を中止するものとする。

- 2 前項の場合において、入札参加者が納付した入札保証金は返還するものとする。

(落札者の決定)

第13条 入札期間終了後、公有財産売却システム上で開札を行い、売却物件ごとに、予定価格(最低売払価格)以上で入札した者のうち最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数存在する場合は、公有財産売却システム上のくじ(自動抽選)により落札者を決定するものとする。

- 2 落札価格の決定にあたっては、落札者が入札した金額を落札金額とする。

ただし、売却物件が消費税及び地方消費税の課税の対象となる物件である場合は、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額をもって落札金額とする。

- 3 落札者を決定したときは、入札終了後、落札者に対して電子メールその他の方法により通知するものとする。

(入札結果の公表)

第14条 入札の結果については、入札者が個人の場合にあつてはシステム提供法人が付与した認識番号を、法人の場合にあつては法人名を落札者決定後、入札価格とともに公有財産売却システム上において、それぞれ公表するものとする。

(契約保証金の納付)

第15条 落札者と契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。

- 2 契約保証金の納付については、銀行振込による納付、現金又は小切手(金融機関が振り出す自己あて小切手で持参人払いとしたもの。)の持参による納付のいずれかの方法によるものとする。
- 3 落札者からあらかじめ書面により申出があったときは、当該落札者から納付された入札保証金を契約保証金に充当することができるものとする。
- 4 契約締結と同時に売却代金の全額が納付され、契約の履行がなされないおそれがないときは、契約保証金の納付を免除し、又は契約保証金に充当されるべき入札保証金がある場合は、これを売却代金の一部に充当することができる。
- 5 売却代金の納付等契約の履行がなされないときは、売買契約を解除するものとし、事前に納付された契約保証金は町に帰属させるものとする。
- 6 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(契約締結)

第16条 落札者と契約を締結しようとするときは、落札者に町が定める契約締結期限までに、町が交付する契約書に記名押印し提出させるものとする。

- 2 前項の契約締結に要する経費の一切は、落札者が負担するものとする。

(売却代金の納付)

第17条 売却代金の納付については、銀行振込による納付、現金又は小切手(金融機関が振り出す自己あて小切手で持参人払いとしたもの。)の持参による納付のいずれかの方法によるものとする。

- 2 売却代金は、町が指定した納付期限までに納付するものとする。

(売却物件の危険負担)

第18条 売却物件の危険負担については、契約締結と同時に契約者に移転するものとし、契約締結後に発生した売却物件の破損、焼失など町の責めに帰すことのできない損害の負担は契約者が負うものとする。

(引渡し及び権利移転の手続)

第19条 売却物件の権利移転については、売却代金が完納したときに契約者に移転するものとする。

- 2 売却物件が第2条第1号に該当する場合の所有権移転手続については、売却代金の全額納付確認後、契約者の請求に基づき、町において行うものとし、所有権移転手続に要する費用は契約者に負担させるものとする。

- 3 前項の手続が完了したときは、町は手続の完了を証する書類を契約者に対して受け渡すとともに、売却物件の引渡しを行うものとする。
- 4 売却物件が第2条第2号に該当する物件である場合については、売却代金の全額納付確認後、契約者の請求に基づき、売却物件の引渡しを行うものとする。ただし、これらの売却物件のうち名義変更手続を要する物件にあつては、契約者において、名義変更手続を行わせるものとし、当該手続の完了を証する書面の写し等の提出があつたときに、当該物件の引渡しを行うものとする。この場合において、名義変更手続に要する経費は、契約者に負担させるものとする。

(個人情報等の取扱)

第20条 町がインターネット売却の実施過程で取得する個人情報又は企業情報(以下「個人情報等」という。)については、これを収集し、使用し、又は開示する場合があることについて、あらかじめ入札参加申請者の同意を得るものとする。

- 2 ガイドラインその他に掲載した前項の同意事項は、入札参加の申請をもつて同意があつたものと見なすものとする。
- 3 第1項における個人情報等については、聖籠町情報公開条例(平成10年聖籠町条例第3号)、聖籠町個人情報保護条例(平成16年聖籠町条例第3号)、に基づき厳正に保管するとともに、当該入札及び契約に係る手続以外には使用しないものとする。

(免責)

第21条 インターネット売却の実施及び中止に伴い、入札者に損害が発生したときは、町は損害の種類、程度にかかわらず、一切の責めを負わないものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は告示の日から施行する。

(別記様式)

公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

聖籠町長 様

年 月 日

公有財産売却一般競争入札参加申込書						
申込者	住 所					
	氏名(※)	印				
	ユーザーID					
	メールアドレス					
	電話番号					
※法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載する。						
共有者	住 所					
	氏 名	印				
	住 所					
	氏 名	印				
聖籠町が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。 なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。 添付書類(※複数物件申込みされる場合であっても、各種証明書は1通で結構です。) 住民票抄本(法人の場合にあっては登記簿謄本) 1通 入札公告等に定めた必要書類						
記						
区 分 番 号		入 札 保 証 金	円			
財 産 名 称						
入札保証金納付方法	クレジットカード ・ 金融機関への納付 (町発行の納付書による)					
※ 複数の物件について申込みをされる場合、物件ごとにこの「公有財産売却一般競争入札参加申込書」が必要になります。 ※ 町の指定に応じて、入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」、「金融機関への納付」のいずれか一つに「○(まる)」をしてください。 ※ 共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う者の住所・氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。 ※ 金融機関への納付の場合は、町が発行する納付書が届くまでお待ちください(必ず町が送付する納付書を使用してください。)						
入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書						
返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 円)の返還を請求します。 返還する際は、下記の口座へ返還してください。 なお、返還につき、入札終了後に4週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。						
記						
入札保証金の返還請求者		フリガナ				
		住所(所在地)	〒			
		フリガナ				
		氏名・名称	印			
振 込 先 金 融 機 関 (郵便局を除く) ※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	支店 支所	預 金 種 目	普通・当座	口 座 番 号	
			口 座 名 義 人			
			フリガナ			
			氏名・名称			
※ 複数の物件について返還請求をされる場合、物件ごとにこの入札保証金返還請求書が必要になります。 ※ クレジットカードで入札保証金を納付する場合、この「入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」の記載は不要です。						